

提携により次のサービスが受けられます

会員が次の提携先のメニューを利用する時、割引や入会金免除などのサービスを受けることができます。

①提携先：株式会社 アルファリフォーム
大阪市生野区林寺5-12-10
電話：0120-81-2406 fax：06-6741-0034



特典：リフォーム工事費(特別斡旋価格)からさらに5%割引
内容：リフォームに関する相談カードをファックスすれば、後日、見積もり(無料)の上、特別斡旋価格からさらに割引が受けられる。

②提携先：株式会社 エイブルCHINTAIマーケティング
大阪市中央区北浜4-1-2
電話：0120-315-826 fax：06-6222-7601

特典：お部屋探しの特典として、仲介手数料(家賃の52.5%)からさらに10%割引
内容：最寄のエイブル店舗で賃貸物件の紹介を受けるか、または電話・ファックスで賃貸物件の紹介を受ける。成約になれば割引が受けられる。

※詳しくは、それぞれご案内を同封しましたので、ご覧ください。



優待券をお送りします

関西一円でチェーン展開されています「ジャンボカラオケ広場」優待券を同封しておりますので、ご利用ください。
また、優待券が足りない場合は、ご請求ください。

- 精算額より**20%割引**(4名様以上で)
- 3名様以下の場合は**10%割引**
- 1枚で何名様でもご利用いただけます。
- ジャンボカラオケ全店でご利用いただけます。(スーパージャンボカラオケではご利用いただけません)

癒しの森 バスツアー参加者募集

C.Wニコル氏の「森の話」と『五感で感じる 信濃町の春』

今回、1泊2日の癒しの森バスツアーをご案内いたします。
このツアーでは、癒しの森のプチ体験と、普段では見る事ができない、C.Wニコル氏が長い時間をかけて整備された「アフアの森」をスタッフの方にご案内いただきます。

つきましては、このツアー参加者を下記のとおり募集いたします。
ひと味違った、癒しの森を体感してみてください。
なお、本ツアーは会員以外の方もご参加いただけますので、ご家族、お友達等と一緒にお願いします。

募集要項

日程：平成24年5月24日(木)～5月25日(金)
行き先：長野県信濃町
宿泊先：ホテルアスティークろひめ(2～4人1室)
参加費：44,500円
申込方法：別紙申込書に必要事項を記入の上、FAXでお申し込み下さい。
日新航空サービス株式会社 06-6223-0502
※詳細は、別紙案内をご覧ください。

森の癒し効果

森の中に入ると、爽やかな気持ちになったり、心が落ち着いたりするものですね。森には、人の心と身体を癒す効果があり、医学的にも証明されはじめています。

フィトンチッド
森の香には、樹木から発散されるフィトンチッドと総称して呼ばれる成分が含まれます。菌や微生物の活動を抑制し、人間の健康だけでなく癒しや安らぎを与える効果もある物質です。

天然のマイナスイオン
自律神経の副交感神経に作用して、身体をリラックスさせ、疲れをとります。また、皮膚機能も活性化し、寒さや暑さへの適応力が向上します。

1/f ゆらぎ
自然の奏でる「せせらぎの音」や「木の葉を揺らす風の音」「木漏れ日」には1/fゆらぎと呼ばれる不規則な変動をする波長があり、人にヒーリング効果をもたらすと言われています。

緑のカーテン
森の中では、緑のフィルターが80%もの太陽光線を遮り、有害な紫外線をカットしてくれます。また、人間の目に優しい緑の色が、心までも穏やかにしてくれます。

共済会だより

March 2012
vol.130



公益法人改革に伴う制度改正を承認

平成23年3月30日開催の理事会・評議員会において承認されました「公益法人改革対応にかかる基本方針」に基づき、退職給付金制度、福利厚生事業にかかる諸課題への対応を図るため、理事長の諮問機関である資産運用委員会・退職共済制度検討委員会・福利厚生事業運営委員会を開催し、検討を行ってまいりました。

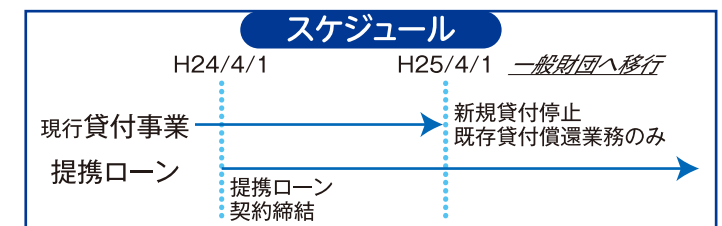
この度、退職共済制度検討委員会・福利厚生事業運営委員会より答申された内容について、平成24年2月8日開催の理事会・評議員会において下記のとおり承認されました。

〈新旧基準給与表〉

等級	本給(円)	基準給与(円)	現行		改正後	
			事業主負担金(円) (18/1000+660円) (特別掛金7/1000含む)	個人掛金(円) (14/1000+660円) (特別掛金3/1000含む)	事業主負担金(円) (16/1000+660円) (特別掛金0/1000)	個人掛金(円) (12/1000+660円) (特別掛金0/1000)
1	0 ~ 65,999	64,000	1,812	1,556	1,684	1,428
2	66,000 ~ 69,999	68,000	1,884	1,612	1,748	1,476
3	70,000 ~ 73,999	72,000	1,956	1,668	1,812	1,524
4	74,000 ~ 77,999	76,000	2,028	1,724	1,876	1,572
5	78,000 ~ 82,999	80,000	2,100	1,780	1,940	1,620
6	83,000 ~ 88,999	86,000	2,208	1,864	2,036	1,692
7	89,000 ~ 94,999	92,000	2,316	1,948	2,132	1,764
8	95,000 ~ 100,999	98,000	2,424	2,032	2,228	1,836
9	101,000 ~ 106,999	104,000	2,532	2,116	2,324	1,908
10	107,000 ~ 113,999	110,000	2,640	2,200	2,420	1,980
11	114,000 ~ 121,999	118,000	2,784	2,312	2,548	2,076
12	122,000 ~ 129,999	126,000	2,928	2,424	2,676	2,172
13	130,000 ~ 137,999	134,000	3,072	2,536	2,804	2,268
14	138,000 ~ 145,999	142,000	3,216	2,648	2,932	2,364
15	146,000 ~ 154,999	150,000	3,360	2,760	3,060	2,460
16	155,000 ~ 164,999	160,000	3,540	2,900	3,220	2,580
17	165,000 ~ 174,999	170,000	3,720	3,040	3,380	2,700
18	175,000 ~ 184,999	180,000	3,900	3,180	3,540	2,820
19	185,000 ~ 194,999	190,000	4,080	3,320	3,700	2,940
20	195,000 ~ 209,999	200,000	4,260	3,460	3,860	3,060
21	210,000 ~ 229,999	220,000	4,620	3,740	4,180	3,300
22	230,000 ~ 249,999	240,000	4,980	4,020	4,500	3,540
23	250,000 ~ 269,999	260,000	5,340	4,300	4,820	3,780
24	270,000 ~ 289,999	280,000	5,700	4,580	5,140	4,020
25	290,000 ~ 309,999	300,000	6,060	4,860	5,460	4,260
26	310,000 ~ 329,999	320,000	6,420	5,140	5,780	4,500
27	330,000 ~ 349,999	340,000	6,780	5,420	6,100	4,740
28	350,000 ~ 369,999	360,000	7,140	5,700	6,420	4,980
29	370,000 ~ 394,999	380,000	7,500	5,980	6,740	5,220
30	395,000 ~ 424,999	410,000	8,040	6,400	7,220	5,580
31	425,000 ~ 454,999	440,000	8,580	6,820	7,700	5,940
32	455,000 ~	470,000	9,120	7,240	8,180	6,300

改正のポイント

- ①第一退職給付金制度の改正
 - 給付を維持し、掛金を見直す。
 - 現行：
 - 事業主負担金 基準給与額×18/1000+660円 (特別掛金 7/1000含む)
 - 個人掛金 基準給与額×14/1000+660円 (特別掛金 3/1000含む)
 - 改正後：
 - 事業主負担金 基準給与額×16/1000+660円 (特別掛金 0/1000)
 - 個人掛金 基準給与額×12/1000+660円 (特別掛金 0/1000)
- ②第二退職給付金制度の改正
 - 掛金を維持し、給付を見直す。
 - 現在0.2%の月利を0.16%に引き下げ、また、プレミアム乗率を5年以上一律1.025倍とする。
 - 第二事務費掛金を現行95円から50円に引き下げる。
 - 施行：平成24年4月1日
- ③貸金業法への対応について
 - 新規貸付を停止し金融機関等との提携先(職域ローン)に切り替える。
 - 提携ローン開始日：平成24年4月1日
 - 現行貸付事業の新規貸付停止日：平成25年3月31日



広報「共済会だより」 第130号
発行日：2012年3月1日



〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目4番15号
TEL 06-6761-4444(代表) FAX 06-6763-4444
E-mail info@kyosaikai.or.jp
Homepage http://kyosaikai.or.jp/